

青少年保護育成条例に基づく立入調査実績（令和2年4月～令和3年3月）

区 分	立入件数（A）	指導件数（B）	B/A（×100）	主な指導事項
書店等	68 (179) 件	16 (16) 件	23.5 (8.9) %	・陳列方法等の不備（区分陳列が不十分）等
ゲームソフト販売店	15 (55) 件	10 (47) 件	66.7 (85.5) %	・陳列方法等の不備（青少年への販売・閲覧禁止の表示なし、区分陳列が不十分）等
図書類自動販売機	0 (0) 件	0 (0) 件	0.0 (0.0) %	
利用カード販売店	8 (6) 件	0 (0) 件	0.0 (0.0) %	
深夜営業施設	75 (91) 件	20 (29) 件	26.7 (31.9) %	・青少年深夜立入禁止表示の未設置 ・フィルタリングの未措置
個室等営業施設	75 (91) 件	13 (24) 件	17.3 (26.4) %	・個室の施錠や、見渡せる窓の未設置
有害役務提供営業施設	0 (2) 件	0 (4) 件	0.0 (200.0) %	
携帯電話等販売店	1 (34) 件	0 (0) 件	0.0 (0.0) %	
有害玩具に係る指導等	2 (1) 件	1 (0) 件	50.0 (0.0) %	・陳列方法等の不備（青少年の立ち入りさせないエリアの区分け無し）
質屋・古物商に係る指導等	0 (5) 件	0 (0) 件	0.0 (0.0) %	
広告物に係る指導等	2 (0) 件	1 (0) 件	50.0 (0.0) %	・表現が、青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれ
計	246 (464) 件	61 (120) 件	24.8 (25.9) %	

※ （ ）内は前年度数値

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第3四半期、第4四半期を中心に立入調査が行いました。

青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立入調査実績（令和2年4月～令和3年3月）

(1) たばこ・酒類対面販売店

区分	立入件数（A）	指導件数（B）	B/A（×100）	主な指導事項
たばこ取扱店	4 件 (10)	0 件 (0)	0.0 % (0.0)	
酒類取扱店	50 件 (58)	0 件 (0)	0.0 % (0.0)	
たばこ・酒類 取扱店	29 件 (147)	0 件 (1)	0.0 % (0.7)	
計	83 件 (215)	0 件 (1)	0.0 % (0.5)	

※新規情報が不明のため、「計」の欄は昨年と同じデータを掲載しています。

(2) たばこ・酒類自動販売機

区分	立入台数（A）	指導台数（B）	B/A（×100）	主な指導事項
たばこ	16 台 (54)	0 台 (2)	0.0 % (3.7)	
酒類	3 台 (9)	3 台 (5)	100.0 % (55.6)	・年齢識別装置未設置
たばこ・酒類両方	0 台 (0)	0 台 (0)	0.0 % (0.0)	
計	19 台 (63)	3 台 (7)	15.8 % (11.1)	

※新規情報が不明のため、「計」の欄は昨年と同じデータを掲載しています。

※（ ）内は前年度数値

※(1)店舗数：たばこ販売許可件数（財務省より聴取）＋酒類小売業免許件数14,740（国税庁HP「統計情報」現在より）

(2)自動販売機台数：たばこ協会による調査結果台数11,065＋酒類自販機屋外機（青少年課調べ）769＋酒類インドア機（業界集計数H22.4.1）